

(仮称) 白岡市住民投票条例の骨子の概要

パブリックコメント参考資料

- ・「住民投票」とは、市政運営上の重要事項に対する市民の意思(賛成又は反対)を直接的に確認するために実施する制度です。
- ・「住民投票条例」は、白岡市自治基本条例第19条第2項の規定に基づき、住民投票を実施するために必要となる事項を定めるものです。



○(仮称) 白岡市住民投票条例の骨子に規定されている主な内容は以下のとおりです。

住民投票の対象となる事項

住民投票に付することができる事項は、「市政に関する重要事項」です。
「市政に関する重要事項」に該当しても、別の法令の規定により住民投票を実施できる事項や市の権限に属さない事項等については住民投票の対象とはなりません。

投票資格者

日本国籍を有する満20歳以上の人で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人(本市の議会の議員及び長の選挙権を有する人)は、住民投票において投票することができます。

請求資格者

市民、議会、市長の三者が住民投票の実施を請求(発議)できます。
○市民は、投票資格者総数の6分の1以上の署名を集めて、市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。
○議会は、議員定数の12分の1以上の者の賛成により議員提案され、出席議員の過半数の賛成をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。



投票期日

住民投票の投票日は、住民投票の実施の決定告示があった日から、30日を経過し90日を超えない範囲内の日となります。

投票の方法

住民投票は、投票期日に自ら投票所に行き、投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれかに○を付けて投票を行います。また、代理投票や点字投票で投票することができます。

成立要件

住民投票は、投票者の総数が投票資格者総数の2分の1に満たないときは成立しません。

住民投票の開票

住民投票は、投票の成立・不成立にかかわらず、開票します。

投票結果の尊重

市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします(不成立となった場合を除く。)

請求の制限期間

住民投票が実施された場合、その投票に付された事項と同一又は同旨の事項は、2年間、住民投票の実施を請求することができません。